

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

各市町高齢者福祉担当課長 様
(政令指定都市・中核市を除く)

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。
標記のことについて別添のとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせいたします。送付する通知文は下記のとおりです。

なお、特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護療養型医療施設、介護医療院については、当課より直接通知しております。

昨日、県内で初めて新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されました。重症化しやすい高齢者が入居する高齢者福祉施設等においては、とりわけ感染経路の遮断が重要であり、高齢者や施設職員はもとより、面会者や委託業者等も含めた感染経路の遮断に取り組まれるよう周知徹底をお願いします。

記

介護保険最新情報 vol.773

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)

令和2年2月28日付け事務連絡

リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」
について

以上

兵庫県健康福祉部少子高齢局 高齢政策課介護基盤整備班 TEL 078-341-7711(内線 2943) FAX 078-362-9470
--